

入学料免除・入学料徴収猶予及び授業料免除について

熊本大学では、「高等教育の修学支援新制度(新制度)による入学料免除及び授業料免除」と「熊本大学独自の入学料免除・入学料徴収猶予及び授業料免除(独自制度)」の2つの制度により、入学料等の免除を実施しています。

目次

I. 制度概要.....	1
II. 「入学手続システム」入力の前に.....	2
III. 「入学手続システム」入力完了後の手続き(免除申告番号が①・②・⑦の者).....	3
IV. 「入学手続システム」入力完了後の手続き(免除申告番号が③・④・⑥の者).....	5
V. 「入学手続システム」入力完了後の手続き(免除申告番号が⑤・⑧・⑨・⑩・⑪の者).....	7
VI. 参考.....	9

I. 制度概要

○高等教育の修学支援新制度(新制度)

住民税非課税世帯及びそれに準ずる世帯の学部学生(外国人留学生を除く。)で、**日本学生支援機構の給付奨学生に採用された方**を対象として、給付奨学金の支援区分に応じて、入学料及び授業料が、全額、2/3の額、1/3の額のいずれかで免除されます。

○熊本大学独自の入学料免除・入学料徴収猶予及び授業料免除(独自制度)

学部学生(外国人留学生を除く。)の場合、新制度の※応募要件外者や、新制度と入学料徴収猶予の併願希望者、新制度を利用せず入学料徴収猶予のみの申請希望者等が対象の制度です。

学部学生(外国人留学生)の場合は新制度を利用することができませんので、独自制度のみ申請可能です。

※応募要件外者:日本学生支援機構の給付奨学金申請要件を満たさない者。詳細は本紙P.2にて確認してください。

○(補足)入学料徴収猶予

入学手続時の入学料納付が困難である場合、本人の申請に基づき選考を行い、入学料の徴収期限を9月まで延期します。
入学料の免除ではありません。

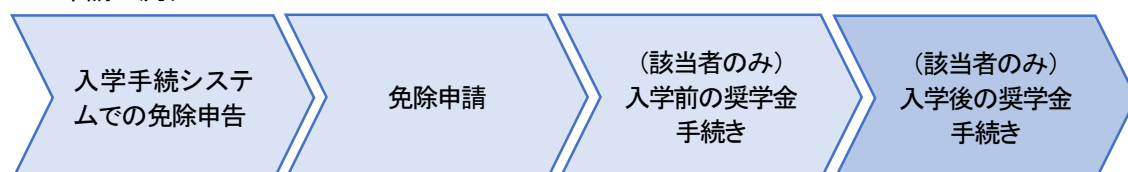
入学料徴収猶予は、新制度を申請する方も、独自制度での免除申請者も申請可能です。

なお、**入学料徴収猶予を申請しない場合も**、入学手続システムの入力完了後に**免除**申請を行った時点で、入学料及び授業料の納付期限は **7 月**まで延期されます。(独自制度で入学料免除のみを申請している場合、延期となるのは入学料のみです。)

○「令和7年度からの多子世帯の無償化」について

令和7年度より開始した多子世帯向けの支援は新制度による支援ですので、日本学生支援機構の給付奨学生に(多子世帯として)採用された方が対象です。よって、新制度での申請予定の方と同様の手続きを行う必要があります。なお、新制度の応募要件のうち「収入要件」はみられません。

申請の流れ



入学手続システムにて申告(入力)する「免除申告番号」により、今後の手続きが異なります。

裏面のフローチャートを必ず確認してください。

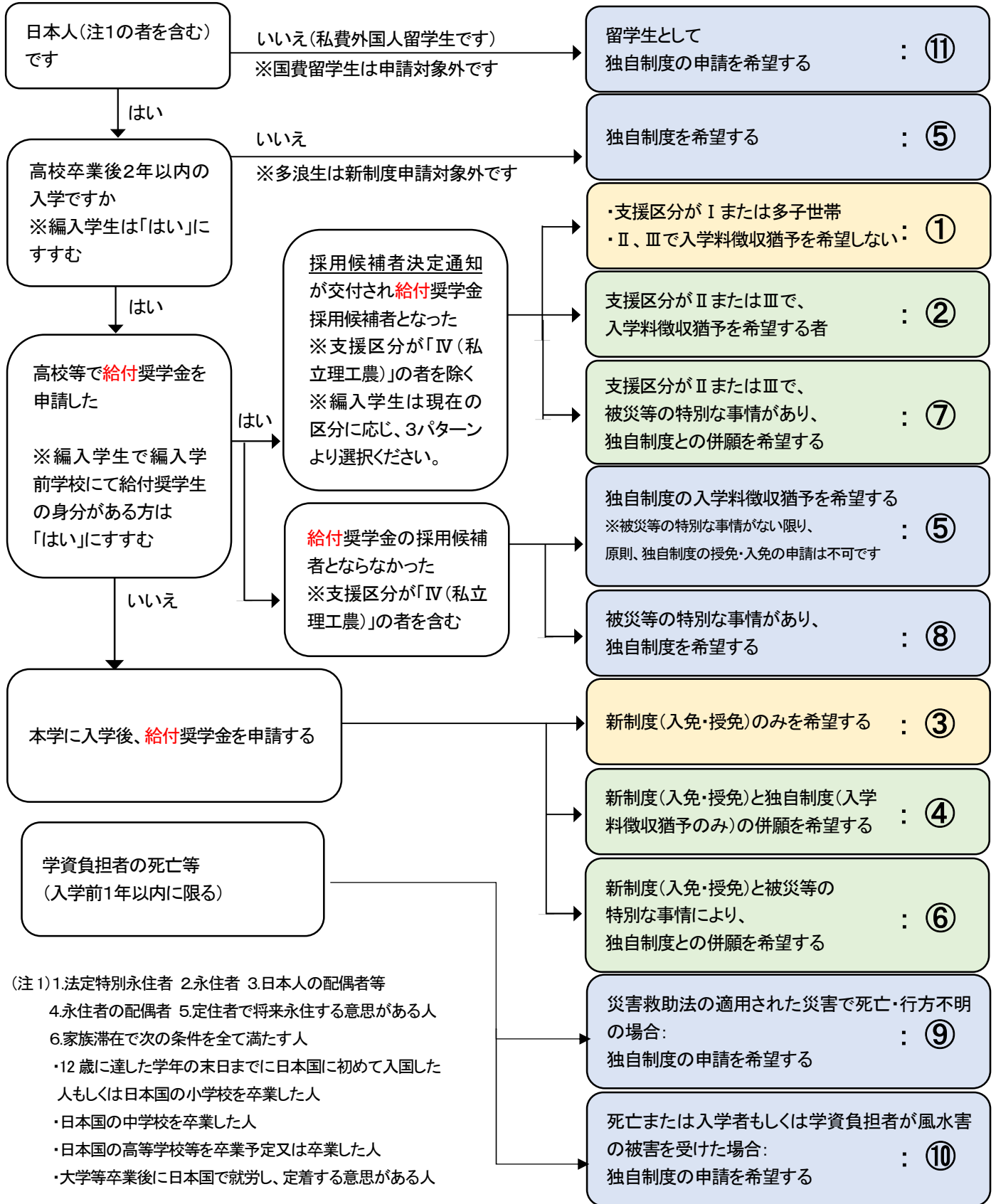
《新制度及び独自制度を申請する方は、入学手続システムにて入学料を納入しないでください！》

Ⅱ.「入学手続システム」入力の前に

入学手続システムで入力を行う前に、自分がどの免除申告番号に該当するかを確認しましょう。

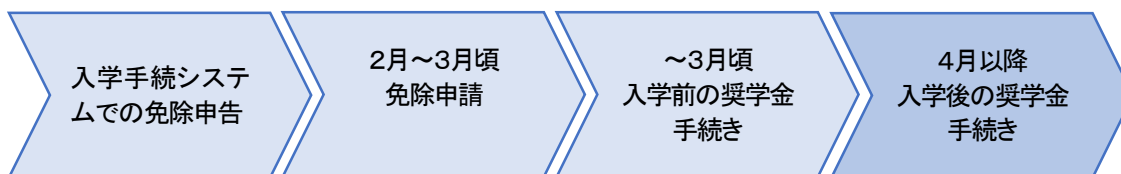
※「入学金免除」→「入免」、「授業料免除」→「授免」と表記しています。

該当する免除申告番号



※黄色(①③):新制度のみ申請 青色(⑤⑧⑨⑩⑪):独自制度のみ申請 緑色(②④⑥⑦):併願

Ⅲ.「入学手続システム」入力完了後の手続き(免除申告番号が①・②・⑦の者)



・ 入学手続システムでの免除申告

①・②・⑦のいずれかを選択しているかを確認してください。※入学ガイドブック P. 20 参照

・ 免除申請

免除申請の期限・書類等の詳細は、2月頃に本学ウェブサイトで公開予定の「令和8（2026）年4月入学者を対象とした入学料免除・徴収猶予及び授業料免除の実施について」を必ずご確認ください。

1. 免除申告番号が①の者

新制度の免除申請書（A 様式 1）・採用候補者決定通知のコピー（編入学生の場合は奨学生証のコピー等）の郵送

2. 免除申告番号が②・⑦の者

独自制度の一次申請（「入学料・授業料免除システム」での入力）



独自制度の二次申請（上記システムの入力完了後に作成可能となる書類及び証明書類等の郵送）

・ 入学前の奨学金手続き・入学後の奨学金手続き

給付奨学金手続きについては、補足資料4のP. 2（編入学生の場合はP. 4）を参照してください。

※給付奨学金手続きを行わない場合、入学料免除・授業料免除が受けられません。

※免除申請手続きでの郵送とは別途で、奨学金関係書類等の郵送が必要ですので、お間違いのないようお願いいたします。

・ 補足

入学料免除（・入学料徴収猶予）および授業料免除の結果発表について

○発表時期

6月下旬を予定しています。本学の電子掲示板及び学内掲示により発表します。

○結果確認方法

学生本人が、学内のWi-Fiに接続したスマートフォンなどで本学ウェブサイトの以下のアドレスに各自アクセスし、確認してください。保証人への通知は行いません。

<https://uportal.kumamoto-u.ac.jp/>

「学務情報システム（SOSEKI）」→「学生情報」→「学生ポートフォリオ」→「学費収納状況」→「入学料免除」・「入学料徴収猶予」・「授業料免除」で確認

次ページに続きます。

・補足

選考の結果、入学料及び授業料の納付が必要な場合

選考結果が「2／3免除」「半額免除」「1／3免除」または「不許可」となった者については、本人負担額を納付してください。

- ・入学料：選考結果発表後に、保証人宛に振込依頼書（振込手数料は本人負担）を送付します。

本学が選考結果を発表した日から起算して14日以内に納付してください。

- ・授業料：前期分については7月中旬頃に、後期分については12月中旬頃に「授業料の銀行預金口座自動引き落とし」により納付してもらうことになります。

なお、本学独自制度により入学料徴収猶予を申請している者で、徴収猶予の選考結果が「全額徴収猶予」、「2／3徴収猶予」、「半額徴収猶予」または「1／3徴収猶予」となった者は、令和8年9月30日（水）までに納付してください。

入学料免除・入学料徴収猶予及び授業料免除申請後の取り下げ

入学手続システム入力の際に免除申告番号を選択した者が、入学前に入学料免除・入学料徴収猶予の申請を取り下げる場合は、令和8年3月27日（金）17：00までに「問い合わせ先」（本資料8ページ記載）に電話連絡してください。

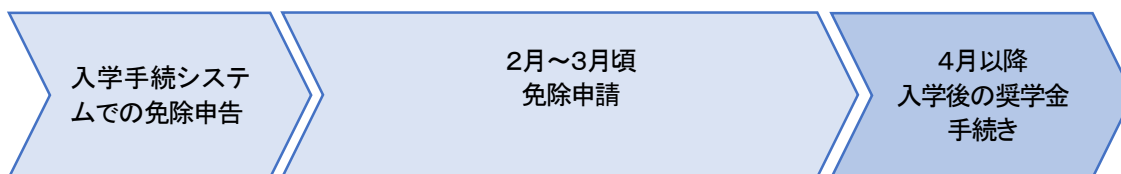
※重要

選考結果発表後、本学が定めた期限までに入学料及び授業料の納付を怠った者は、学則に基づき除籍となります。

※そのほか留意事項

- ・選考結果が発表されるまで、入学料及び授業料の納付は延期されます。
- ・選考結果発表前に、入学料または授業料を納付した場合は、原則返還できません。

IV. 「入学手続システム」入力完了後の手続き(免除申告番号が③・④・⑥の者)



・ 入学手続システムでの免除申告

③・④・⑥のいずれかを選択しているかを確認してください。※入学ガイドブック P. 20 参照

・ 免除申請

免除申請の期限・書類等の詳細は、2月頃に本学ウェブサイトで公開予定の「令和8（2026）年4月入学者を対象とした入学料免除・徴収猶予及び授業料免除の実施について」を必ずご確認ください。

1. 免除申告番号が③の者

新制度の免除申請書（A 様式 1）の郵送

2. 免除申告番号が④・⑥の者

独自制度の一次申請（「入学料・授業料免除システム」での入力）



独自制度の二次申請（上記システムの入力完了後に作成可能となる書類及び証明書類等の郵送）

・ 入学後の奨学金手続き

給付奨学金手続きについては、補足資料4のP. 3を参照してください。

※給付奨学金手続きを行わない場合、入学料免除・授業料免除が受けられません。

・ 補足

入学料免除（・入学料徴収猶予）および授業料免除の結果発表について

○発表時期

7月上旬を予定しています。本学の電子掲示板及び学内掲示により発表します。

○結果確認方法

学生本人が、学内のWi-Fiに接続したスマートフォンなどで本学ウェブサイトの以下のアドレスに各自アクセスし、確認してください。保証人への通知は行いません。

<https://uportal.kumamoto-u.ac.jp/>

「学務情報システム（SOSEKI）」→「学生情報」→「学生ポートフォリオ」→「学費収納状況」→「入学料免除」・「入学料徴収猶予」・「授業料免除」で確認

次ページに続きます。

・補足

選考の結果、入学料及び授業料の納付が必要な場合

選考結果が「2／3免除」「半額免除」「1／3免除」または「不許可」となった者については、本人負担額を納付してください。

- ・入学料：選考結果発表後に、保証人宛に振込依頼書（振込手数料は本人負担）を送付します。

本学が選考結果を発表した日から起算して14日以内に納付してください。

- ・授業料：前期分については7月下旬頃に、後期分については12月中旬頃に「授業料の銀行預金口座自動引き落とし」により納付してもらうことになります。

なお、本学独自制度により入学料徴収猶予を申請している者で、徴収猶予の選考結果が「全額徴収猶予」、「2／3徴収猶予」、「半額徴収猶予」または「1／3徴収猶予」となった者は、令和8年9月30日（水）までに納付してください。

入学料免除・入学料徴収猶予及び授業料免除申請後の取り下げ

入学手続システム入力の際に免除申告番号を選択した者が、入学前に入学料免除・入学料徴収猶予の申請を取り下げる場合は、令和8年3月27日（金）17：00までに「問い合わせ先」（本資料8ページ記載）に電話連絡してください。

※重要

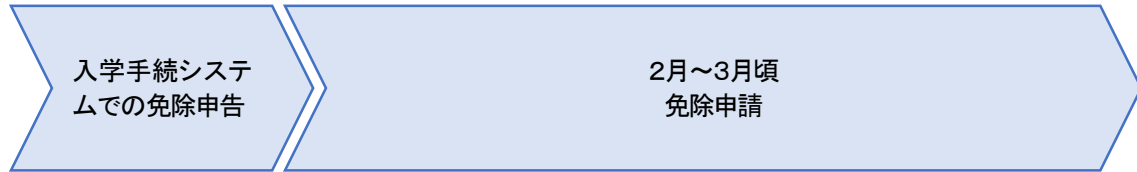
選考結果発表後、本学が定めた期限までに入学料及び授業料の納付を怠った者は、学則に基づき除籍となります。

免除申告番号が③・④・⑥の者は、給付奨学金の申請が前提ですので、入学後（4月以降）に、必ず給付奨学金の申請手続きを行ってください。
万が一、申請しない場合は、早急に「問い合わせ先」（本資料 P. 8 記載）まで連絡してください。

※そのほか留意事項

- ・選考結果が発表されるまで、入学料及び授業料の納付は延期されます。
- ・選考結果発表前に、入学料または授業料を納付した場合は、原則返還できません。

V. 「入学手続システム」入力完了後の手続き(免除申告番号が⑤・⑧・⑨・⑩・⑪の者)



・ 入学手続システムでの免除申告

⑤・⑧・⑨・⑩・⑪のいずれかを選択しているかを確認してください。※入学ガイドブック P. 20 参照

・ 免除申請

免除申請の期限・書類等の詳細は、2月頃に本学ウェブサイトで公開予定の「令和8（2026）年4月入学者を対象とした入学料免除・徴収猶予及び授業料免除の実施について」を必ずご確認ください。

免除申請の流れ

独自制度の一次申請（「入学料・授業料免除システム」での入力）



独自制度の二次申請（上記システムの入力完了後に作成可能となる書類及び証明書類等の郵送）

・ 補足

入学料免除（・入学料徴収猶予）および授業料免除の結果発表について

○発表時期

6月下旬を予定しています。本学の電子掲示板及び学内掲示により発表します。

○結果確認方法

学生本人が、学内のWi-Fiに接続したスマートフォンなどで本学ウェブサイトの以下のアドレスに各自アクセスし、確認してください。保証人への通知は行いません。

<https://uportal.kumamoto-u.ac.jp/>

「学務情報システム（SOSEKI）」→「学生情報」→「学生ポートフォリオ」→「学費収納状況」
→「入学料免除」・「入学料徴収猶予」・「授業料免除」で確認

次ページに続きます。

・**補足**

選考の結果、入学料及び授業料の納付が必要な場合

選考結果が「半額免除」または「不許可」となった者については、本人負担額を納付してください。

- ・入学料：選考結果発表後に、保証人宛に振込依頼書（振込手数料は本人負担）を送付します。
本学が選考結果を発表した日から起算して14日以内に納付してください。
- ・授業料：前期分については7月中旬頃に、後期分については12月中旬頃に「授業料の銀行預金口座自動引き落とし」により納付してもらうことになります。

なお、本学独自制度により入学料徴収猶予を申請している者で、徴収猶予の選考結果が「全額徴収猶予」または「半額徴収猶予」となった者は、令和8年9月30日（水）までに納付してください。

入学料免除・入学料徴収猶予及び授業料免除申請後の取り下げ

入学手続システム入力の際に免除申告番号を選択した者が、入学前に入学料免除・入学料徴収猶予の申請を取り下げる場合は、令和8年3月27日（金）17：00までに「問い合わせ先」（本資料8ページ記載）に電話連絡してください。

※重要

選考結果発表後、本学が定めた期限までに入学料及び授業料の納付を怠った者は、学則に基づき除籍となります。

※そのほか留意事項

- ・選考結果が発表されるまで、入学料及び授業料の納付は延期されます。
- ・選考結果発表前に、入学料または授業料を納付した場合は、原則返還できません。

【問い合わせ先】

熊本大学学生支援部学生生活課経済支援担当

TEL：096-342-2151

E-mail：gag-jumen@jimu.kumamoto-u.ac.jp

時間等：月～金曜日（休日を除く。） 8時30分～17時15分

【郵送先住所】

〒860-8555

熊本県熊本市中央区黒髪2丁目40番1号

熊本大学学生支援部学生生活課経済支援担当 宛

VI. 参考

独自制度の入学料免除・徴収猶予及び授業料免除の申請資格について

1) 入学料免除

以下のいずれかに該当する者を対象として、本人の申請に基づき選考を行い、入学料の全額又は半額を免除することがあります。

入学料免除申請資格	
学部新入生 学部編入学生	入学前1年以内において、入学者の学資負担者が死亡し、又は入学者若しくは学資負担者が風水害等の被害を受け、入学料の納付が著しく困難と認められる者
私費外国人留学生	経済的理由(各種ローンや負債等の返済を除く。)によって、入学料の納付が困難であり、かつ、学業成績が優秀と認められる者
学部新入生 学部編入学生 私費外国人留学生 共通	学資負担者が災害救助法適用地域に居住し、公的機関発行の罹災証明書により、その家屋が全壊、大規模半壊、半壊又は床上浸水であると証明された者、及び学資負担者が死亡・行方不明となっている者(災害発生後、1年以内に納付する入学料)

2) 入学料徴収猶予

以下のいずれかに該当する者を対象として、本人の申請に基づき選考を行い、入学料の徴収期限を延期することがあります。

入学料の徴収猶予は、入学料の納付期限を延長するものであり、入学料免除ではありませんので、本学が定めた期限までに入学料を納付してください。

入学料徴収猶予申請資格	
学部新入生 学部編入学生 私費外国人留学生 共通	① 経済的理由(各種ローンや負債等の返済を除く。)によって、納付期限までに入学料の納付が困難であり、かつ、学業成績が優秀と認められる者
	② 入学前1年以内において、入学者の学資負担者が死亡し、又は入学者若しくは学資負担者が風水害等の被害を受け、納付期限までに入学料の納付が著しく困難と認められる者
	③ 学資負担者が災害救助法適用地域に居住し、公的機関発行の罹災証明書により、その家屋が全壊、大規模半壊、半壊又は床上浸水であると証明された者、及び学資負担者が死亡・行方不明となっている者(災害発生後、1年以内に納付する入学料)

3) 授業料免除

以下のいずれかに該当する者を対象として、本人の申請に基づき選考を行い、授業料の全額又は半額を免除することがあります。

授業料免除申請資格	
学部新入生	① 入学前1年以内において、入学者の学資負担者が死亡し、又は入学者若しくは学資負担者が風水害等の被害を受け、授業料の納付が著しく困難と認められる者
	② 日本学生支援機構の給付奨学金の認定要件外となっている者のうち、高等学校等を卒業した年度の翌年度の末日から、大学に入学した日までの期間が2年を超えている者(多浪生枠)(※1)
第3年次編入学生	① 入学前1年以内において、入学者の学資負担者が死亡し、又は入学者若しくは学資負担者が風水害等の被害を受け、授業料の納付が著しく困難と認められる者
	② 日本学生支援機構の給付奨学金の認定要件外となっている者のうち、高等学校等を卒業した年度の翌年度の末日から、編入学する前に在学していた学校に入学した日までの期間が2年を超えている者(多浪生枠)(※1)
私費外国人留学生	経済的理由(各種ローンや負債等の返済を除く。)によって、授業料の納付が困難であり、かつ、学業成績が優秀と認められる者
学部新入生 第3年次編入学生 私費外国人留学生 共通	① 学資負担者が災害救助法適用地域に居住し、公的機関発行の罹災証明書により、その家屋が全壊、大規模半壊、半壊又は床上浸水であると証明された者、及び学資負担者が死亡・行方不明となっている者(災害発生後、1年以内に納付する授業料)
	② 新型コロナウイルス感染症の影響による収入減少があった者等を支援対象として実施する公的支援を受給した者、又は新型コロナウイルス感染症の影響により世帯収入が1/2以下になったことにより授業料の納付が著しく困難と認められる者(コロナ枠)(※2)

※1 多浪生枠は、授業料免除のみとなりますが、入学料徴収猶予との併願は可能です。入学料徴収猶予と併願する場合は、インターネット入学手続の際に「入学料免除・入学料徴収猶予申請」を選択し、「入学料・授業料免除申告」で⑤を選択してください。

※2 コロナ枠は、授業料免除のみとなりますが、入学料徴収猶予との併願又は修学支援新制度による入学料免除及び授業料免除との併願は可能です。併願する場合は、インターネット入学手続の際に「入学料免除・入学料徴収猶予申請」を選択し、「入学料・授業料免除申告」で⑤、⑥、⑦、⑧のうち該当する番号を選択してください。